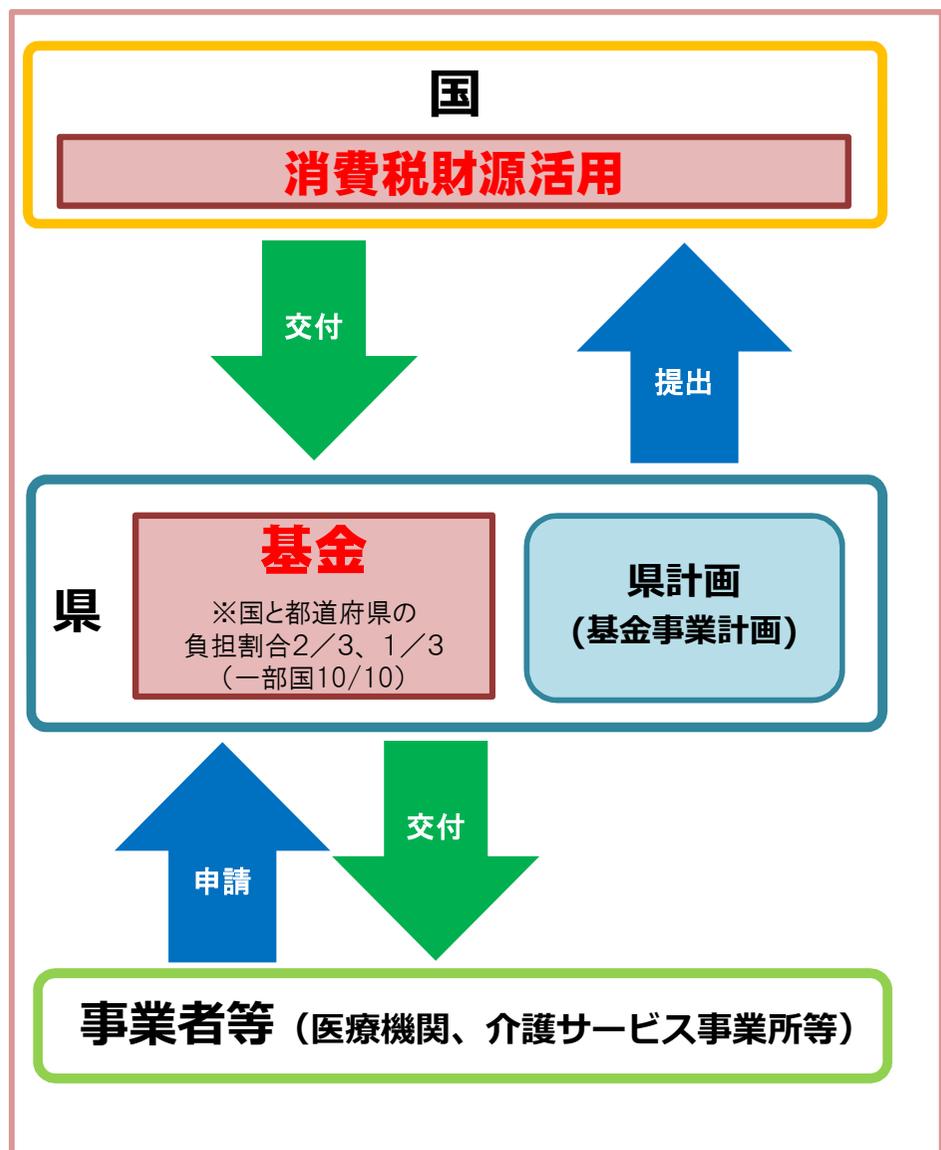


地域医療介護総合確保基金

- 地域医療介護総合確保基金は、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税の増収分の財源を活用した財政支援制度として都道府県が設置しているものです。
- 県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携、病床機能の再編支援、在宅医療の推進、医療従事者の確保、勤務医の労働時間短縮、介護施設等の整備、介護従事者の確保に関する事業等を実施しています。
- この度、令和6年度における基金事業のうち、医療分の募集を行いますので、事業の実施を希望される方は、募集案内通知等を御覧の上、**令和6年6月28日（金）まで**に御応募ください。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 【医療分】
- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 医療従事者の確保に関する事業
 - 4 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 【介護分】
- 5 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
 - 6 介護従事者の確保に関する事業

令和6年度事業募集

- ・ 今回募集する事業は、基金事業のうち、医療分に係る補助事業です。詳しい補助要件等については、募集案内通知等を御覧ください。
- ・ 今回募集する事業のうち主な事業について、検討用資料を添付していますので、事業実施の検討材料として御活用ください。
- ・ 補助金交付要綱の補助要件に合致しない場合や予算の都合等により、御応募いただいても採択にならない場合があります。
- ・ ご不明な点は、別添2「令和6年度事業メニュー」の「8 担当者」あてお問合せください。

地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）の主な事業について

在宅医療等基盤整備事業

健康福祉課 医療・福祉連携推進室

○ 在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な経費の一部を補助する。

①人材育成研修(専門研修)、②人材育成研修(多職種連携)、③普及啓発

【補助対象者】

県・都市医師会、県・都市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者

【補助率】3/4

【補助上限額】300千円

※事業数の上限はありませんが、予算の都合等により採択されない場合もあります。

【補助内容】

- 1 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
- 5 役務費(通信運搬費、雑役務費)
- 6 使用料及び賃借料
- 7 委託料(前記1から6に掲げる経費に該当するもの)
- 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費

【事業内容及び事業例】

①人材育成研修(専門研修)…在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る医療従事者向け研修(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)及び専門分野研修(認知症、がん等)

- ・かかりつけ医機能研修制度応用研修会
- ・在宅医療・介護における感染症対策研修会

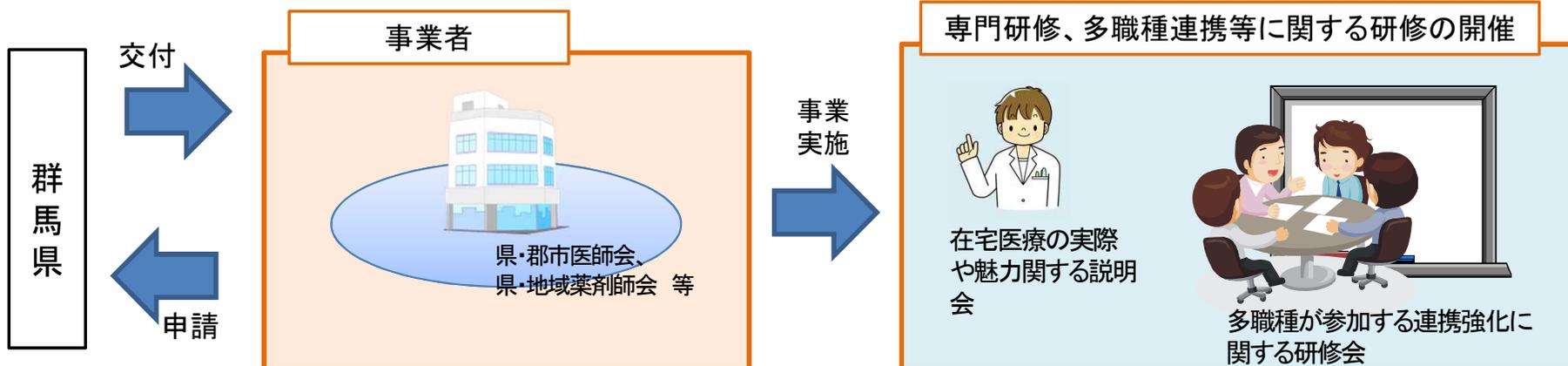
②人材育成研修(多職種連携)…在宅医療における多職種又は医療・介護の連携促進に係る研修

- ・多職種連携のための高齢者歯科医療に関する研修会
- ・多職種協学交流ワークショップ

③普及啓発…県民等に対する在宅医療に関する普及啓発事業

- ・地域住民への誤嚥性肺炎予防の普及啓発と地域連携強化に関する事業
- ・看取りのできる介護施設育成のためのプログラム など

【事務フロー】



○ 在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な経費の一部を補助する。

④地域医療介護連携拠点事業

【補助対象者】 県医師会、その他知事が特に認める者

【補助率】 3/4

【補助上限額】 2,250千円

【事業内容】

市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施につなげるための在宅医療介護連携の推進拠点となる以下のような取組

- 1 在宅医療の実施体制の充実強化
- 2 在宅医療介護連携体制の構築推進
- 3 主治医、副主治医制の構築等に係る調整
- 4 在宅医療推進に係る研修(在宅医療に係る医師の同行訪問等)

【事業例】

- ①多職種連携協議会の運営
- ・連携パンフレット作成の検討委員会開催
 - ・ウェブページの作成
 - ・多職種連携の研修会開催

- ②エンディングノートの作成
- ・ノート作成の検討委員会開催
 - ・冊子作成、市民向けの配布・普及啓発

- ③在宅医療研修会の開催
- ・在宅医療の研修会を3回開催(外部講師)

- ④専門職・市民向け講習
- ・医療・介護連携の事例検討会
 - ・市民公開講座

在宅療養支援診療所等、訪問看護ステーション設備整備事業

健康福祉課 医療・福祉連携推進室

○ 在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーションにおける在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費の一部を補助する。

【補助対象者】

在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーション

【補助率】1/2

【補助上限額】500千円

※1事業者1事業を原則としています。

【補助内容】

在宅療養支援診療所等における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費（1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く。）

※特定の市町村に所在する診療所について優先的に採択します。詳細については、[交付要綱をご覧ください。](#)

※前2年度においてこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができません。

【事業内容】

在宅療養支援診療所等における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費
※1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレット端末など汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く)

【事業例】

- ・超音波診断装置の購入
- ・パルスオキシメーター(酸素濃度計)の購入
- ・ポータブル吸引器の購入
- ・携帯型心電計の購入

【事務フロー】



回復期病床への転換（補助事業者：病院のみ）

○回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等への転換、その他地域における協議を踏まえた回復期病床への転換のための整備費を補助

区 分	補助基準額	補助率
①新築整備：新病棟等の新築整備費を補助	4,157.5千円×転換病床数	1/2
②改修整備：既存病棟等の改修整備費を補助	2,935千円×転換病床数	1/2
③設備整備：リハビリテーション設備 医療器具など備品購入費 を補助	1病院当たり10,800千円又は 1病床当たり200千円 いずれか少ない方	1/2



急性期など回復期以外の機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能を有する病床、回復期以外の機能の病床

【算定する入院料の例】

- ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1~7)など

転換

回復期機能

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能

【算定する入院料の例】

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料
- ・地域包括ケア病棟入院料など

- ・総事業費が基準額を下回る場合、総事業費の1/2を補助
- ・病院が回復期病床に転換を行う場合、補助金の交付申請を行う前に、機能転換について当該構想区域の地域医療構想調整会議で合意を得ておく必要があります

自主的な病床減を伴う用途変更（補助事業者：病院・有床診療所）

○一般病床及び療養病床の自主的な病床減（ダウンサイジング）に伴い、病棟や病室等を他の用途（機能転換以外）に変更するための整備費などを補助

区分	補助基準額	補助率
改修整備：自主的な病床の減少を伴う改修（改築）整備費などを補助	2,935千円×減少病床数など	1/2
設備整備：自主的な病床の減少を伴う備品購入費などを補助	1病院当たり10,800千円又は1病床当たり200千円 いずれか少ない方	1/2

○補助対象経費

工事費又は工事請負費その他改修工事等に伴う備品購入費など。

転換元

一般病床または療養病床を有する病院や有床診療所の病棟や病室

※病床の削減に伴い、他の用途へ変更

用途変更

用途変更

機能訓練室、理学療法室、多目的室、職員研修室、講話室
無床診療所化に伴い外来診療を強化 など

- ・総事業費が基準額を下回る場合、総事業費の1/2を補助
- ・具体的対応方針の見直しが必要な場合、地域医療構想調整会議で報告してください。



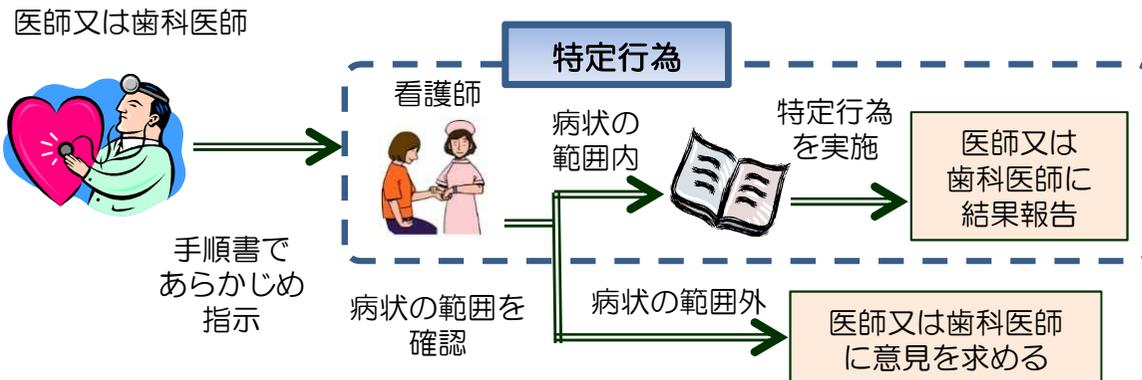
○ 看護師特定行為研修の受講に係る経費のうち、受講費及び旅費等の一部を補助する。

- 【補助対象者】 訪問看護事業所、病院、診療所、介護老人保健施設等
- 【補助率】 1/2
- 【補助基準額】 1,000千円
- 【補助内容】 受験料、入学料、受講料、需用費(消耗品費、図書購入費)、旅費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費

看護師の特定行為研修とは

○2025年に向けさらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するため特定行為研修制度が創設された。
○新たな研修制度により、今後急性期から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが必要となる。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要

